

千歳市道路施設維持修繕計画

令和 2年 3月
令和 4年 3月 改定

千 歳 市

はじめに

全国的に、社会資本の老朽化が進み、補修・修繕・更新の需要が急速に増え、維持管理対策が社会的な問題となっている状況の中、平成 24 年（2012 年）に発生した中央自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を契機に、国土交通省は、平成 25 年（2013 年）を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、道路ストック総点検の実施、道路法の改正、道路の維持管理に関する省令の施行、各施設における点検要領の策定や技術的支援を行うなど、技術・制度・財政面から地方自治体への支援を行ってきました。

千歳市においても、昭和 51 年（1976 年）頃から急速に道路の舗装及び附属施設の整備を進めてきたことから、それら道路施設の老朽化が一斉に進み、補修・修繕・更新の需要が高まる一方、安全で快適な道路を維持するための財政事情は厳しい状況となっています。

このことから千歳市は、平成 26 年度（2014 年度）に道路ストック総点検を実施し、その結果を基に舗装や街路灯などの道路施設の計画的な維持管理やライフサイクルコストを意識した「予防保全型」に向けた維持管理へ移行するため、「千歳市道路維持修繕計画」（平成 28 年（2016 年）3 月）を策定し道路施設の修繕及び更新に取り組んできました。

この度、5 年に 1 回実施することと定めている道路施設の 2 回目となる定期点検を実施したことに加え、新たに防雪柵、バスシェルターなど、倒壊した際に道路利用者や沿道住民などに対し被害を与える可能性がある附属施設を計画に反映したことから、「千歳市道路維持修繕計画」を見直しするものです。

なお、管理対象施設を拡充したことから、計画の名称に「施設」を追加し「千歳市道路施設維持修繕計画」とするものです。

目 次

第1章 道路施設の現状と課題

1 「千歳市道路施設維持修繕計画」策定の目的及び位置付け	
（1）計画策定の背景	1
（2）計画策定の目的	2
（3）計画の位置付け	2
2 「道路施設」の現状と課題	
（1）現 状	4
（2）課 題	6

第2章 道路施設の維持修繕計画

1 道路施設維持管理の基本的な考え方	
（1）基本方針	7
（2）計画期間	8
2 点 検	
（1）道路（舗装）の点検	9
（2）道路附属施設の点検	11
3 診 断	
（1）道路（舗装）の診断	14
（2）道路附属施設の診断	16
4 措 置（整備計画）	
（1）道路（舗装）の整備計画	18
（2）道路附属施設の整備計画	25
5 記 録	31
6 今後の取組み	31

第1章 道路施設の現状と課題

1 「千歳市道路施設維持修繕計画」策定の目的及び位置付け

(1) 計画策定の背景

全国の道路施設（舗装、橋梁、トンネル、道路土工構造物など）は、高度経済成長期以降集中的に整備され、その機能を発揮してきましたが、それらの老朽化が一斉に進み、国や地方自治体では、限られた財源の中で、道路施設の適切な維持管理を行っていくことが課題となっています。

そのような状況の中、国は、平成24年（2012年）に中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板落下事故を契機に、平成25年（2013年）を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、道路施設の緊急点検を実施するとともに、「点検」、「診断」、「措置」、「記録」で構成するメンテナンスサイクルを確立するため、5年に1回の近接目視による定期点検を法定化するなど、地方公共団体などと連携し、インフラの計画的な維持管理や施設の更新に取り組んできました。

千歳市においても、道路施設の老朽化や、土地利用に係る交通量の変動、近年の極端な気象状況の影響に加え、昭和51年（1976年）頃から急速に進めてきた舗装整備では、現在の基準に基づく舗装構成に適合しない道路が存在していることなどから、道路施設の腐食や損傷の発生が増加傾向にあるため、平成26年度（2014年度）に道路ストック総点検において舗装や道路附属施設の点検を実施し、その結果、整備が必要と判定した道路施設については、計画的に修繕や更新などの整備を進めてきました。

しかし、現在の整備は、腐食や損傷が明らかな道路施設に対し、その都度対応する「事後保全型」であり、施設の老朽化が進む中、維持管理費用は増加することが想定されているため、ライフサイクルコストを意識した、予防保全の観点から計画的な補修・修繕・更新を行うなど、道路施設の長寿命化への取り組みが求められています。

また、安全・安心な道路環境を確保するためには、定期的な道路パトロールや道路施設の点検に加え、道路の維持管理において重要な情報である交通量の変動状況を把握するとともに、昨今、国内において頻発している道路の陥没（H27～H29 全国の市町村道で約10,000件/年発生：道路局調べ）についても、未然に防止する対策の検討が必要です。

【国及び市の老朽化対策に向けた取組】

笹子トンネル天井板落下事故[H24(2012年).12.2]

道路ストック総点検の実施[H25(2013年).2~]

: 第三者被害防止の観点から総点検の推進

道路法の改正[H25(2013年).6]

: 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

「インフラ長寿命化基本計画」の策定[H25(2013年).11]

: インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

定期点検に関する省令・告示 公布[H26(2014年).3.31]

: 5年に1回定期点検を実施することを決定

定期点検に関する省令・告示 施行[H26(2014年).7.1]

: 近接目視による点検開始

「千歳市道路維持修繕計画」を策定[H28(2016年).3]

: 5年に1回点検を実施し計画を見直す

(2) 計画策定の目的

本計画は、国が策定した道路施設の点検要領に基づき「点検・診断・措置・記録」からなる、道路施設のメンテナンスサイクルを明確にし、効率的かつ効果的な維持管理に努めること。

また、国の交付金などを活用し、整備を必要とする道路施設の修繕や更新などの整備を計画的に実施することを目的として定めるものです。

(3) 計画の位置付け

国は、地方公共団体など一丸となり、インフラの計画的な維持管理や施設の更新などを推進するため、平成25年(2013年)11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体においても、施設の維持管理を中長期的な取り組みの中で着実に推進するために「インフラ長寿命化計画(行動計画)(以下、「行動計画」という。)」を策定することを決めました。

千歳市では、「行動計画」として、平成29年(2017年)3月に「千歳市公共施設等総合管理計画」を策定しており、本計画は、その「個別施設計画」として位置付けるものであります。

計画の体系図

【インフラ長寿命化計画の体系】

【国】

インフラ長寿命化基本計画
 (平成 25 年(2013 年)11 月策定)
 インフラ老朽化対策の推進
 に関する関係省庁連絡会議

【千歳市における各計画の体系】

【市】

千歳市第 6 期総合計画
 (令和 3 年(2021 年)3 月まで)
千歳市第 7 期総合計画
 (令和 3 年(2021 年)4 月から)

(行動計画)

千歳市公共施設等総合管理計画 (平成 29 年(2017 年)3 月策定)

(個別施設計画)

その他の個別施設計画

【舗装・道路附属施設】
千歳市道路施設維持修繕計画
 (平成 28 年(2016 年)3 月 策定)
 (令和 2 年(2020 年)3 月 見直し)

【橋梁】
千歳市橋梁長寿命化修繕計画
 (平成 25 年(2013 年)3 月策定)
 (平成 30 年(2018 年)3 月改定)

寄与

「SDGs」
 (11. 住み続けられる
 まちづくりを)



「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として、国連加盟 193 国が全会一致で採択した、2015 年から 2030 年にかけて達成するための行動計画です。

2 「道路施設」の現状と課題

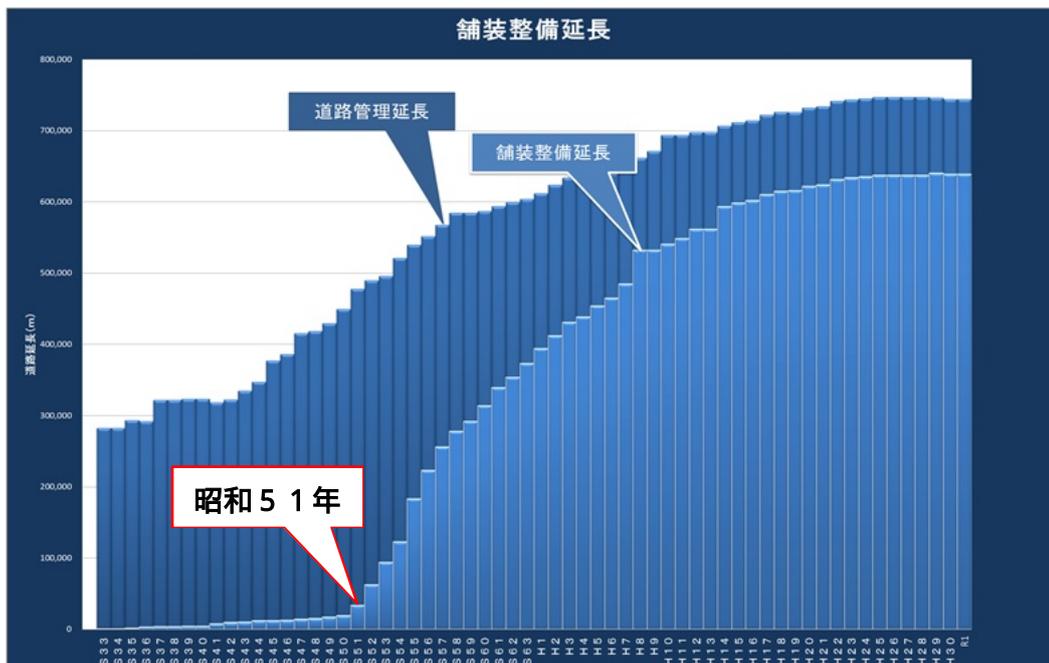
(1) 現状

ア 道路

路線数	1,863	路線	延長	744.1	km
舗装延長	638.9	km	舗装率	85.8	%

H31年度版「千歳市要覧」

整備経過



道路の分類 道路の特性等に応じた対策を検討するための分類です。

大分類	小分類	分類	主な道路（イメージ）
	・高規格幹線道路等 (高速走行など求められるサービス水準が高い道路)	A	高速道路
	・損傷の進行が早い道路等 (例えば大型車交通量が多い道路)	B	直轄国道
	・損傷の進行が穏やかな道路等 (例えば大型車交通量が少ない道路)	C	補助国道・県道
	・生活道路等 (損傷の進行が極めて遅く、占用工事等の影響が無ければ長寿命)	D	政令市一般市道 市町村道

出典：舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省道路局）より

イ 道路附属施設

本計画では、下表のとおり倒壊などした際に、道路利用者及び沿道住民などへ被害を与える可能性がある道路附属施設を対象とします。

なお、路側式の施設については、通常の道路パトロールで異常を発見しやすいことから対象外とします。

また、橋梁については、「千歳市公共施設等総合管理計画」の個別計画として位置付けられている「千歳市橋梁長寿命化修繕計画」において、修繕計画を示していることから、本計画では対象外とします。

施設名		総数	国土交通省 交付金等 対象施設
橋梁	全橋梁	157橋	157橋
標識	片持式	110基	110基
街路灯	ハイウェイ型、 デザイン型、共架式など	4,421基	4,421基
横断歩道橋	おさつスカイロード、 栄通横断歩道橋、 千歳駅1号連絡歩道、 千歳駅2号連絡歩道、 アルカディア自由通路	5橋	5橋
土工構造物		95箇所	12箇所
防雪柵		11箇所	11箇所
バスシェルター		33箇所	33箇所
スノーポール		427基	427基
農道橋		89橋	-橋

(2) 課題

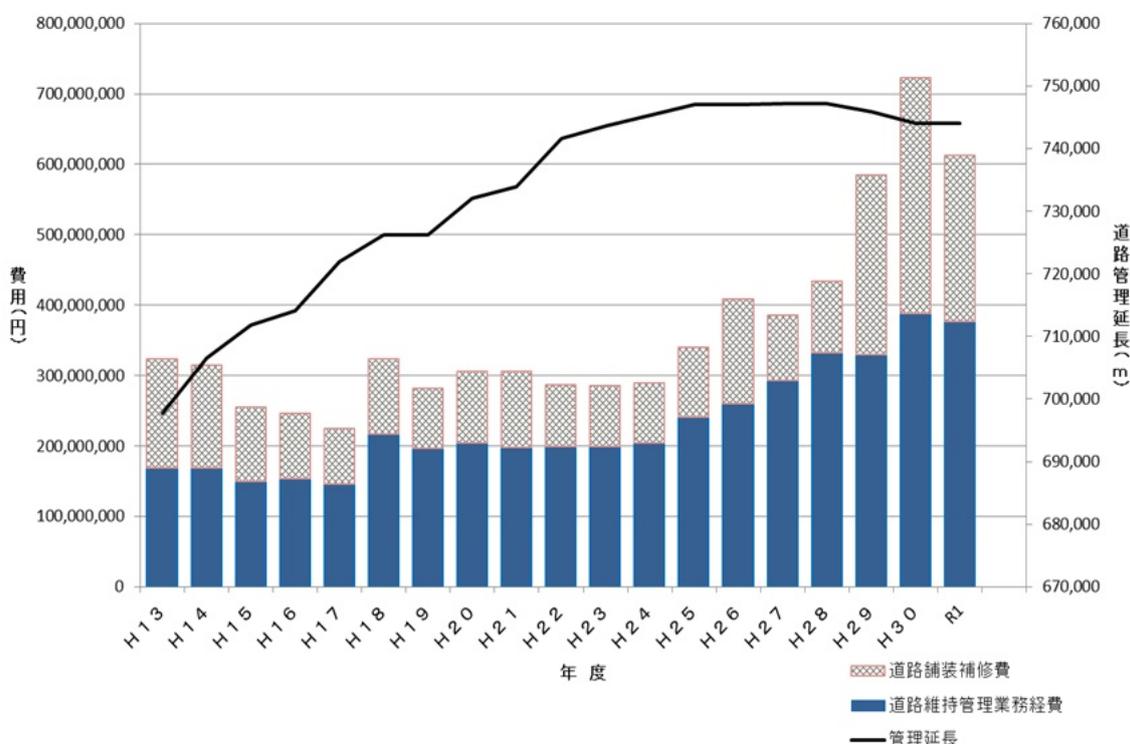
道路施設の老朽化や、交通量の変動、極端な気象状況の影響、さらには舗装構成の層厚が80cm未満であり、現在の基準に適合しない道路が存在することなどの影響により、補修・修繕・更新による整備が必要となる道路施設が増加しているとともに、維持管理費用も年々増加傾向にあります。

今後も道路の老朽化の進行により、道路の維持管理費用は増加していくことが想定されており、ライフサイクルコストを意識した予防保全の観点から、計画的な補修や整備を進めるとともに、路面の健全な状態を維持するためには、道路の損傷に対する早期の対策が必要です。

また、経済効果のある新工法の検討を行うなど、道路施設の長寿命化に取り組む必要があります。

さらに、適切な道路施設の維持管理を行うため、道路パトロールや道路施設の点検の効率的な実施に加え、舗装の損傷要因を検証するのに必要となる交通量の把握や、重大事故につながる可能性がある路面陥没の未然防止のため、路面下の空洞調査に取り組む必要があります。

道路維持管理経費の推移



第2章 道路施設の維持修繕計画

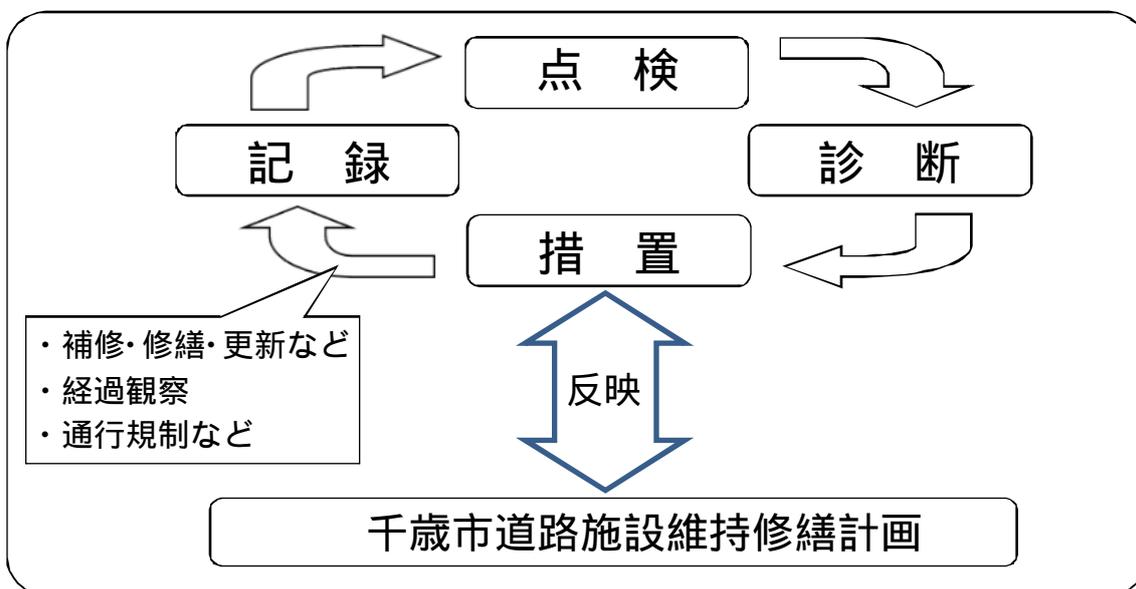
1 道路施設維持管理の基本的な考え方

(1) 基本方針

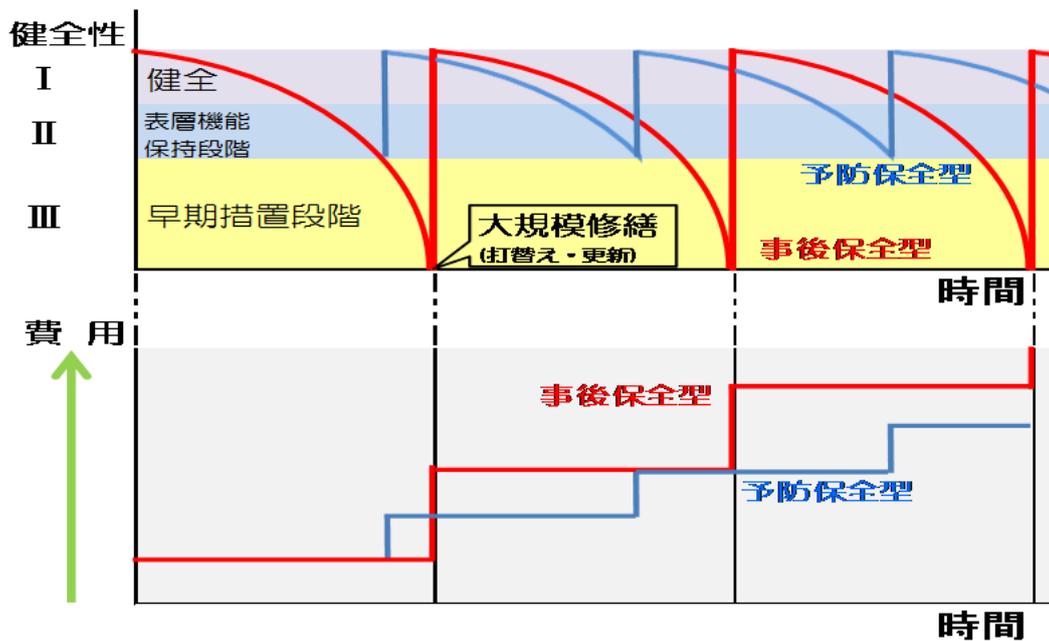
道路施設の維持管理は、これまで道路パトロールや市民からの情報により、腐食や損傷が明らかな施設に対して、その都度対応する「事後保全型」の体制で取り組んでいます。

しかし、「図 - 2」のように、ライフサイクルコストを考えた場合、事後保全型の対応よりも、損傷が明らかになる前に措置を行う予防保全型の方が、維持管理費用は有利になることから、今後は、「予防保全型」の体制に移行するよう努めることとします。

また、安全で快適な道路環境を確保するためには、定期的な「点検」と「診断」結果を踏まえ、計画的に道路施設の補修・修繕・更新などの「措置」を行う必要があることから、維持管理のメンテナンスサイクル（「点検 診断 措置 記録（次の点検）」）を継続的に実施します。



[図 - 1] 道路施設メンテナンスサイクル



[図 - 2] ライフサイクルコストの概念図

(2) 計画期間

計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間とします。

街路灯は令和13年度まで

2 点 検

点検業務は、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係わる維持管理を効率的に行うため、必要な情報を収集することを目的として実施します。

(1) 道路（舗装）の点検

道路（舗装）の点検は、国の「舗装点検要領」に従い、定期的を実施します。

点検結果は、修繕計画の策定に活用するとともに、維持管理などの基礎資料として活用していくため、データベース化を図ります。

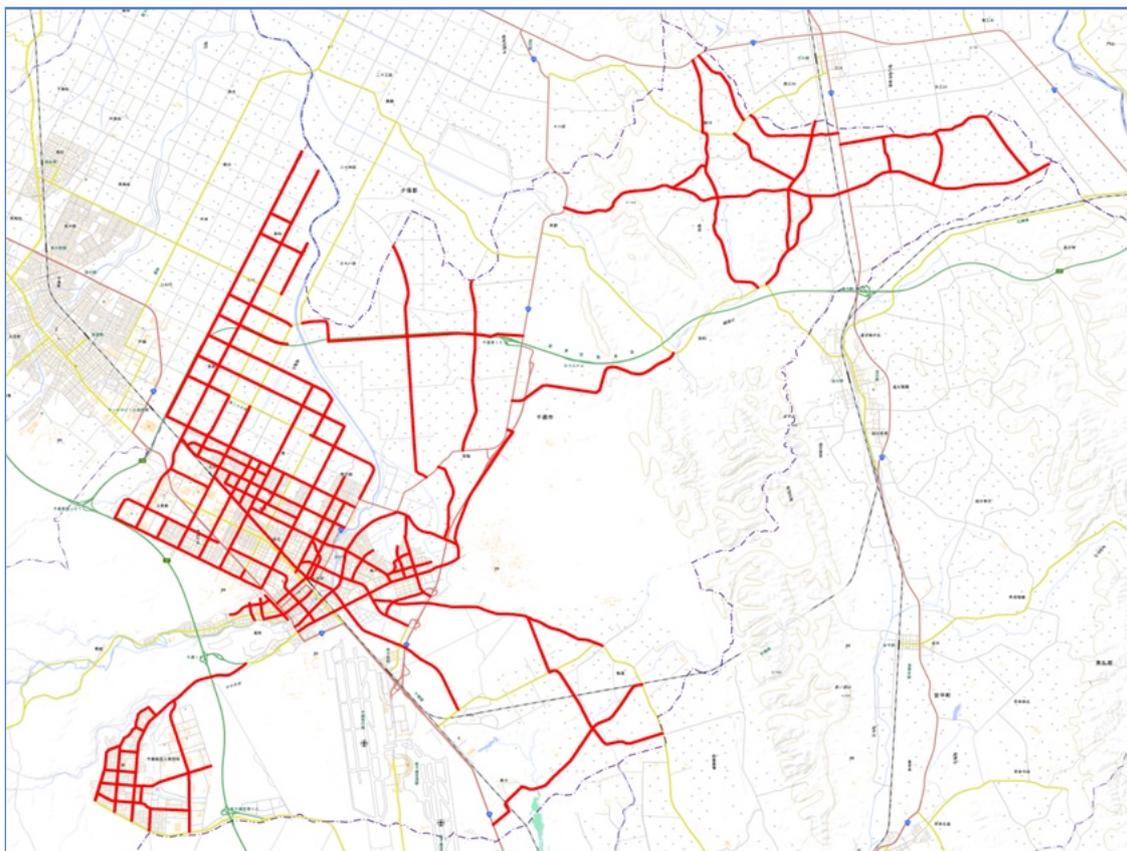
点検方法及び点検対象

【幹線道路・生活道路】

道路の分類	分類 C		分類 D
道路の種別	幹線・補助幹線道路	その他の道路	生活道路
点検内容	簡易路面調査測定器を使用し、路面状況の調査を行う。		
点検方法	調査器による点検		
点検頻度	1年に1回		
点検項目	I R I（路面凹凸の評価指数）		
点検対象	幹線・補助幹線道路のうち、1級、2級の道路、その他緊急輸送道路、バス路線など	幹線・補助幹線道路、及び生活道路を除く市道	生活道路の全路線
	114 路線	33 路線	1,625 路線
	約 230 km	約 44 km	約 365 km

道路の分類：P4の「2「道路施設」の現状と課題 道路の分類」参照
 分類C 損傷の進行が穏やかな道路 等、分類D 生活道路 等

【幹線・補助幹線道路の調査路線図】



【幹線・補助幹線道路の調査路線一覧表】

1 級道路

協和新川線	東10線道路	33号大通	32号通	泉沢西通
美々駒里線	南22号道路	7線大通	6線通	09-02南10号道路
根志越第2道路	南24号道路	4線大通	09街路長都駅通	09-05東6号道路
祝梅根志越線	住吉通	29号通	市場通	09-07東9号道路
祝梅第2道路	祝梅大通	末広高台通	5線通	09-16南16号道路
根志越第6道路	東大通	北新通	祝梅北通	09-18南2号道路
根志越第9道路	真町泉沢大通	9線通	鉄北通	09-18南3号道路
東3線道路	川南通	30号通	09街路仲の橋通	祝梅西通
東6線道路	末広大通	8線通	公園通	上長都通
東8線道路	日の出大通	ひばりが丘通	黄金通	

2 級道路

東丘泉郷線	協和中央線	祝梅中央線	東12線道路	東丘第5道路
東丘第6道路	駒里祝梅線	東4線道路	南19号道路	南28号道路
協和幌加線	駒里柏台線	東5線道路	南25号道路	28号通
協和第4道路	中央都線	東9線道路	南26号道路	

その他

東丘新川線	泉沢学園通	09-13東8号道路	09-24南39号道路	09-32東83号道路
幌加第4道路	30号中通	09-22東5号道路	09-24南40号道路	09-32南11号道路
幌加新川線	6線中通	09-22南2号道路	09-28東20号道路	09-32南24号道路
根志越長都線	7線中通	09-24南17号道路	09-28南17号道路	09-32南35号道路
長都沼幹線道路	8線中通	09-24南19号道路	09-29東18号道路	09-32南76号道路
祝梅第1道路	北陽通	09-02南12号道路	09-30南13号道路	09-32南89号道路
南18号道路	11線中通	09-02東13号道路	09-31南21号道路	東丘第4道路
南23号道路	旭ヶ丘通	みどり台通	09-32東4号道路	幌加第1道路
泉沢東大通	09-02南1号道路	8線新中通	09-32東47号道路	新川第2道路
泉沢中央通				

(2) 道路附属施設の点検

道路附属施設の点検は、国及び北海道の点検要領に準拠し、定期的を実施します。

点検結果は、修繕計画の策定に活用するとともに、維持管理などの基礎資料として活用していくため、データベース化を図ります。

点検対象

(R4.3.31 現在)

施設名		点検方法	点検対象 (R4~)	点検実施状況	
				H29~R3	残り
標識	片持式	委託	108 基	80 基	36 基
街路灯		委託	4,421 基	3,031 基	3,031 基
横断歩道橋		委託	5 橋	3 橋	2 橋
土工構造物		委託	95 基	6 基	89 基
防雪柵		委託	11 箇所	- 箇所	- 箇所
バスシェルター		委託	33 箇所	- 箇所	- 箇所
スノーポール		委託	427 基	0 基	427 基
農道橋		直営	89 橋	- 橋	- 橋

委託：委託業務として外注し点検を行う。

直営：市職員により点検を行う

準拠する点検要領

国：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」「小規模附属物点検要領」
「道路土工構造物点検要領」「道路橋点検要領」「横断歩道橋定期点検要領」
「門型標識等定期点検要領」

北海道：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」

街路灯については、路面調査対象道路上にあるものを「委託」、それ以外の道路上にあるものを「直営」にて点検を行います。

点検方法

点検は「通常点検」、「定期点検（詳細点検、中間点検）」、「異常時点検」の3種類の方法があり、そのうち「定期点検」は、主たる点検である「詳細点検」と、詳細点検を補完する「中間点検」の2種類とします。

横断歩道橋の点検は、法定点検として5年に1回実施しますが、その他の道路附属施設については、10年に1回程度点検できるよう計画的に進めます。

このほかについては、道路パトロール時などにおいて適時点検を実施します。

	点検の方法			
	通常点検	定期点検		異常時点検
		詳細点検	中間点検	
点検内容	大きな揺れ、大きな変形及び異常の有無について確認（管理委託、直営）	附属物全体の損傷を発見し、その程度を把握するとともに、次回の点検までに講じる必要な措置などについての情報収集のため実施（発注委託）	附属物の損傷・異常を、早期に発見するため、詳細点検の前後5年を目安に定期的実施（発注委託）	自然災害（地震、台風、集中豪雨、豪雪など）の発生、もしくはその恐れがある場合や、その他の異常が発見された場合などに実施（直営）
点検方法	目視点検	目視点検、打音調査、板厚検査など	目視点検、打音検査など	目視点検
点検頻度	道路パトロール	10年に1回		必要に応じ
点検項目	き裂、腐食 1、ゆるみ・脱落、破断、変形・欠損、ひび割れなど			

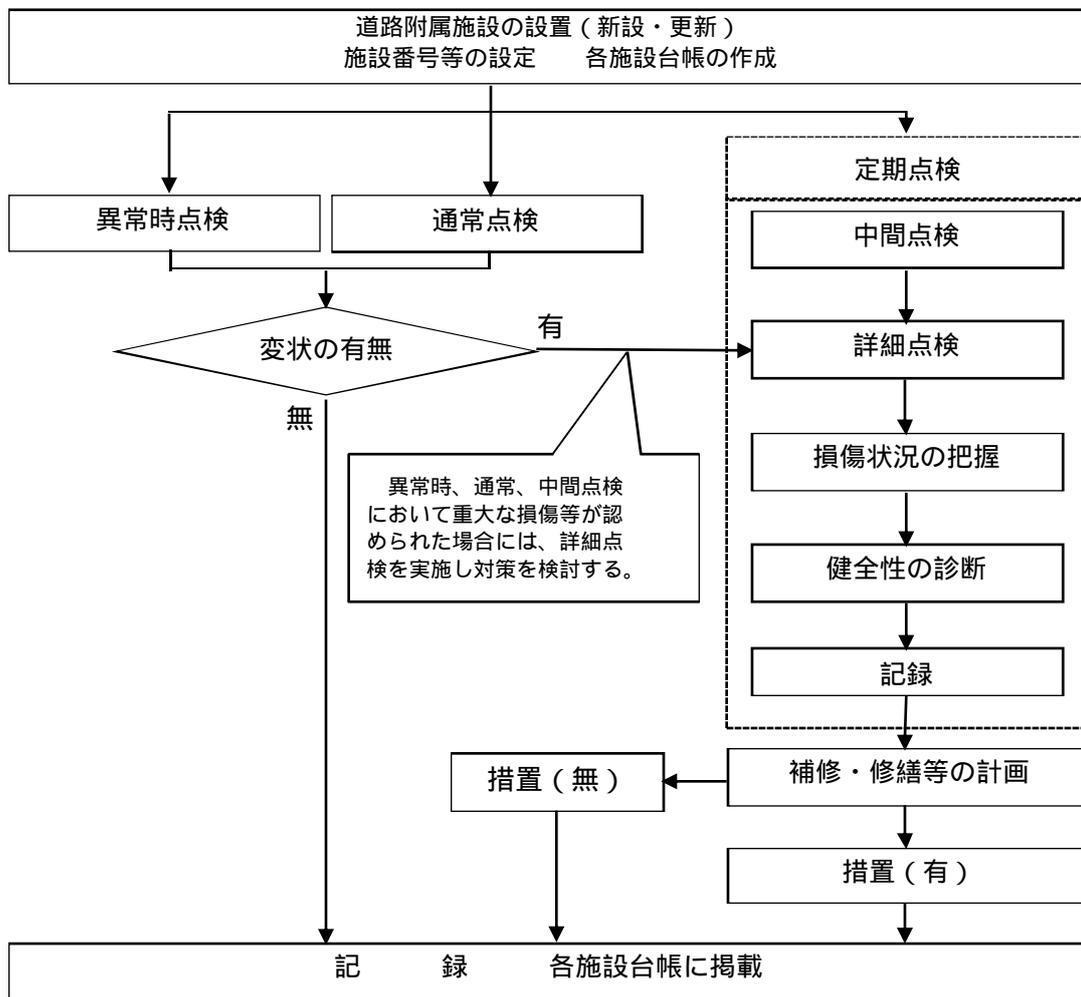
発注委託：委託業務を発注し点検を行う

管理委託：維持管理委託業務内で点検を行う

直営：市職員により点検を行う

1 腐食：防食機能の劣化、孔食、異種金属接触による腐食など

【点検の流れ】(フロー)



3 診 断

(1) 道路(舗装)の診断

《幹線・補助幹線道路》

診断方法

点検結果を「管理基準」に照らし、舗装の損傷レベルを「 ~ 」の3段階に分類します。

【分類 C・D の道路】 P4 「道路の分類」参照

健全性区分	管理基準			定義
	ひび割れ率 (%)	わだち掘れ量 (mm)	IRI(平坦性) (mm/m)	
健全	20 未満程度	20 未満程度	3 未満程度	「管理基準」に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である。
表層機能 保持段階	20 以上 ~ 40 未満程度	20 以上 ~ 40 未満程度	3 以上 ~ 8 未満程度	「管理基準」に照らし、劣化の程度が中程度である。
修繕段階	40 以上程度	40 以上程度	8 以上程度	「管理基準」に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態である。

診断結果

令和元年度(2020年度)に路面性状調査を行った結果、平成26年度(2014年度)の調査結果と比較して、修繕段階とするレベル「 ~ 」の道路は、約10.4km増加しており、約4.3ポイント損傷が進んでいる状況となりました。

路面性状調査結果					
ひび割れ率(%)		わだち掘れ量(mm)		IRI(平坦性)(mm/m)	
20 未満程度	58.68%	20 未満程度	91.84%	3 未満程度	35.08%
20 以上 ~ 40 未満程度	19.36%	20 以上 ~ 40 未満程度	8.04%	3 以上 ~ 8 未満程度	58.45%
40 以上程度	21.96%	40 以上程度	0.12%	8 以上程度	6.47%

【「健全性」による評価】

健全性区分	平成26年度調査		令和元年度調査		増 減	
健全	45.6 km	20.3 %	53.5 km	23.6 %	7.9 km	3.3 %
表層機能 保持段階	129.7 km	57.7 %	113.7 km	50.1 %	-16.0 km	-7.6 %
修繕段階	49.4 km	22.0 %	59.8 km	26.3 %	10.4 km	4.3 %

《生活道路》

診断方法

点検結果を「管理基準」に照らし、舗装の損傷レベルを「1～5」の5段階に分類します。

区分	状況	判定
レベル1	良好な状況	改修の必要なし
レベル2	ひび割れ、沈下、段差など（小さく点在） 局部的な破損があるが、道路機能は良好な状態	部分的な補修は必要であるが改修の必要はない
レベル3	ひび割れ、沈下、段差など（一定程度の範囲に分散） 破損が進んでおり、道路機能が阻害されている状態	計画的な改修の必要あり
レベル4	ひび割れ、沈下、段差など（全面的）破損がある状態	早い時期に計画的な改修の必要あり
レベル5	ひび割れ、沈下、段差など（重大な）破損が認められ、 重大な被害が認められる状態	早急に改修などの対応をすべきである

【管理基準】

判定区分	ひび割れ率	段差	路面状況
レベル2以下	50%未満	20 ^{ミリ} 未満	変形・摩耗・崩壊等がほとんどない
レベル3	50以上～ 70%未満	20 ^{ミリ} 以上～ 50 ^{ミリ} 未満	変形・摩耗・崩壊等が発生している
レベル4	70%以上	50 ^{ミリ} 以上	変形・摩耗・崩壊等が著しく進んでいる

診断結果

平成29年度（2017年度）に路面調査を行った結果、平成26年度（2014年度）の調査結果と比較して、修繕段階とするレベル3以上の道路は、約5.6km増加しており、約1.6ポイント損傷が進んでいる状況となりました。

判定区分	H26 調査		H29 調査		増 減	
調査路線数	1,616 路線		1,625 路線		+9 路線	
総延長	364.664 km		365.434 km		+0.77 km	
レベル1	168.811 km	46.3%	174.417 km	47.7%	+5.606 km	1.4%
レベル2	166.222 km	45.6%	155.768 km	42.6%	-10.454 km	-3.0%
レベル3	21.471 km	5.9%	28.157 km	7.7%	+6.686 km	1.8%
レベル4	6.912 km	1.9%	5.460 km	1.5%	-1.452 km	-0.4%
レベル5	1.248 km	0.3%	1.632 km	0.5%	+0.384 km	0.2%
整備要延長 (レベル3～5)	29.631 km	8.1%	35.249 km	9.7%	+5.618 km	1.6%

レベル	H29 調査結果	
レベル1～2	整備が必要ない路線	
レベル3	整備が必要な延長	
レベル4		
レベル5		
合計	365.4 km	

(2) 道路附属施設の診断

定期点検では、損傷状況に応じて損傷の有無や程度を、点検部位や損傷内容ごとにチェックシートを用いて評価し、部材単位の健全性の診断と、附属物ごとの健全性の診断を下表「診断区分」により行います。

診断方法

附属物（標識、街路灯など）の診断区分

判定	定義
健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

出典：北海道「附属物（標識、照明施設など）定期点検要領」

土工構造物（擁壁、法面など）の診断区分

判定	定義
健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合 （道路の機能に支障が生じていない状態）
予防保全段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合 （道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合 （道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合 （道路の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

出典：国土交通省 道路局 「道路土工構造物点検要領」

診断結果

これまで、平成 26 年度（2014 年度）の点検において、早期に措置を講ずべき状態の健全性「 」となる街路灯 247 基の更新などを進めてきました。

令和元年度（2019 年度）より 2 巡目となる点検を開始し、委託により 1 年目に点検を実施した 229 基の街路灯のうち、早期に措置を講ずべき状態の健全性「 」となる街路灯は 111 基、平成 29 年度（2017 年度）～平成 30 年度（2018 年度）にかけ実施した、直営による点検において、早期に措置を講ずべき状態の健全性「 」となる街路灯は 138 基、合わせて健全性「 」の街路灯は 249 基存在している状況となりました。

(R4.3.31 現在)

施設名		点検方法	点検対象	診断結果()
				H29～R3
標識	片持式	委託	108 基	0 基
街路灯		委託	2,880 基	346 基
		直営	1,541 基	232 基
横断歩道橋		委託	5 橋	0 橋
土工構造物		委託	12 基	0 基
		直営	83 基	0 基
防雪柵		委託	11 箇所	- 箇所
バスシェルター		委託	33 箇所	- 箇所
スノーポール		委託	427 基	- 基
農道橋		直営	89 橋	- 橋

委託：委託業務として外注し点検を行う 直営：市職員により点検を行う

1 準拠する点検要領

- 国：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」「小規模附属物点検要領」
「道路土工構造物点検要領」「道路橋点検要領」「横断歩道橋定期点検要領」
「門型標識等定期点検要領」
- 北海道：「附属物（標識、照明施設等）点検要領」

4 措 置（整備計画）

（１）道路（舗装）の整備計画

（整備方針）

道路整備は、路面調査の結果を基に、健全性 「修繕を必要とする」と判定した道路を対象に、交通量、緊急輸送道路、通学路、バス路線など各路線や区間の周辺環境などを考慮した優先順位を決定し進めます。

道路整備の工法について、幹線・補助幹線道路では、オーバーレイ工法、切削オーバーレイ工法、打ち換え工法、路上路盤再生工法を、生活道路では改良工法を基本としますが、現地の測量調査及び路盤厚やひび割れなどの調査結果を踏まえた実施設計を行い、各路線の条件に適した工法を選定します。

舗装の長寿命化とライフサイクルコストの削減に向け、事後対応型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を目指します。

《幹線・補助幹線道路》

整備の概要

	修繕が必要な道路		優先的に整備する道路	
路 線	90	路線	42	路線
区 間	236	区間	107	区間
延 長	59.8	km	26.3	km

整備計画路線（優先修繕路線）一覧

【都市部】

路線番号	路線名	計画交通量	区間番号			整備延長	路線総合評価	路線図	備考
			1	2	3				
1	真町泉沢大通	大	100	200	400	700	B		
2	川南通	大	100	100		200	B		
3	29号通	大	100			100	B		
4	30号通	大	95			95	B		
5	鉄北通	大	200	400	100	700	B		
6	公園通	大	100	200		300	B		

7	未広大通	大	100			100	C		
8	日の出大通	大	100			100	C		
9	北新通	大	100			100	C		
10	9 線通	大	100			100	C		
11	長都駅通	大	200			200	C		
12	北陽通	大	100			100	C		
13	7 線大通	大	100	100		200	D		
14	33 号大通	中	300			300	B		
15	泉沢東大通	中	100	200	100	400	B		
16	32 号通	中	1,100			1,100	B		
17	未広高台通	中	200			200	C		
18	8 線通	中	600			600	C		
19	11 線中通	中	100			100	C		
20	泉沢西通	中	200			200	C		
21	30 号中通	中	100	600		700	D		
22	7 線中通	中	200			200	D		
23	8 線中通	中	100			100	D		
24	09-24S17	中	200			200	D		
合計						7.095			

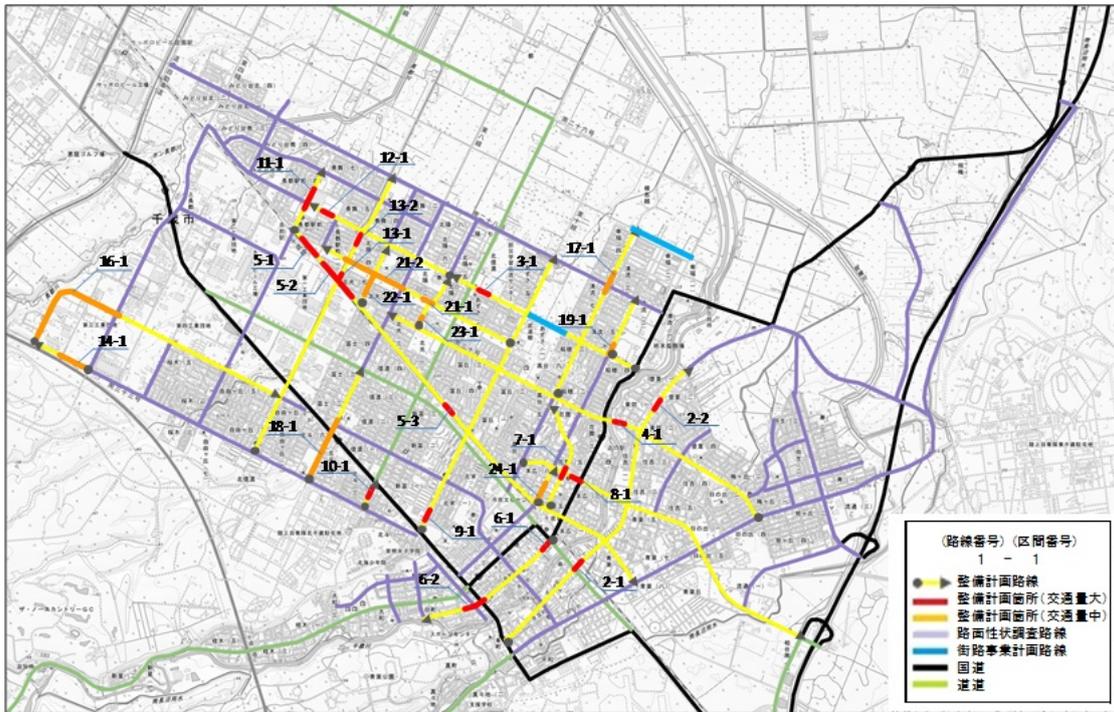
「路線総合評価」は、整備の優先度が高い路線から A・B・C・D と評価しています。

【地方部】

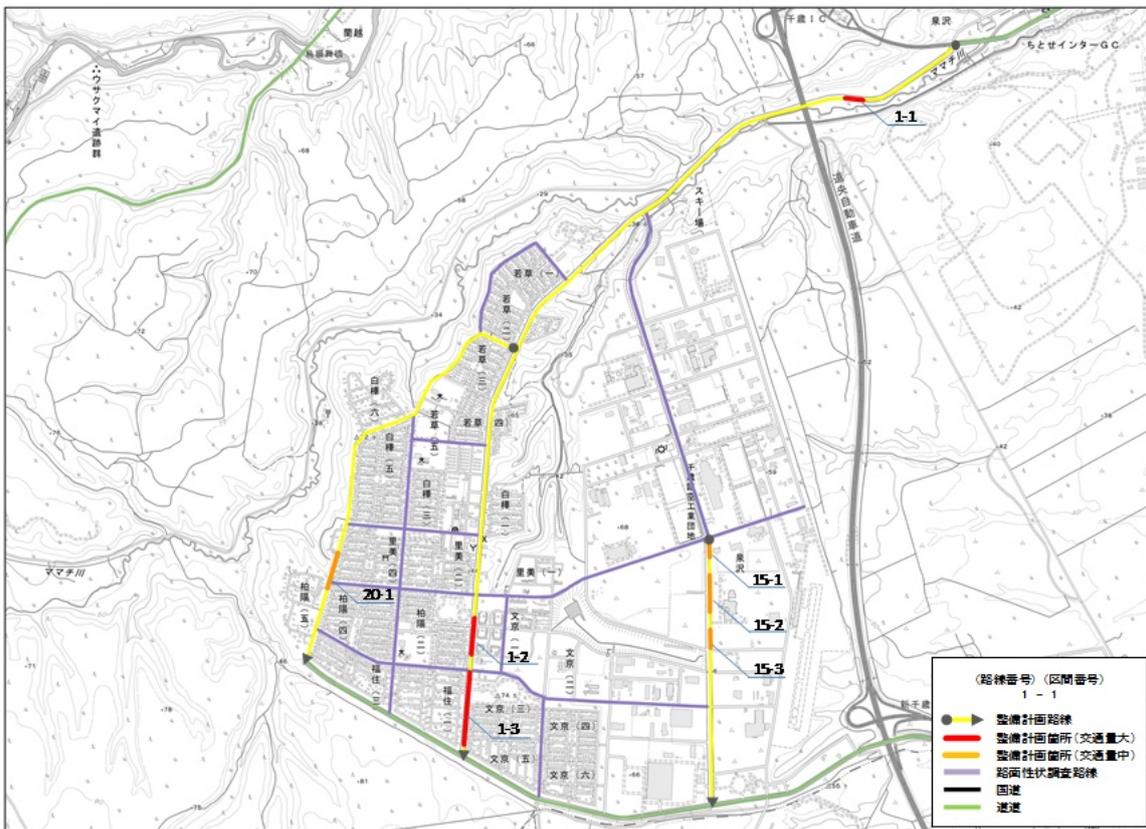
路線番号	路線名	計画交通量	区間番号						整備延長	路線総合評価	路線図	備考
			1	2	3	4	5	6				
			7	8	9	10	11	12				
1	協和中央線	大	200	100	200	100			600	A		
2	東4線道路	大	100	200	500				800	A	南21号以南	
3	南26号道路	大	200						200	A		
4	東丘泉郷線	大	100	200	100	100			500	A	R337 ～ R234	
5	駒里祝梅線	大	200	600	229	300	200		1,529	B	道道早来千歳線以南	
6	根志越第2道路	大	100	200	235	149	100	200	984	B		
7	09-22 S02	大	200						200	C		
8	長都沼幹線道路	大	100	145					245	C		
9	東4線道路	中	306						306	A	南18号～南21号間	
10	南22号道路	中	200	100	400				700	A		
11	中央都線	中	100	227	679	149	100	100	1,798	B		
			143	300								
12	祝梅中央線	中	100	300	1,100	500	500		2,500	B		
13	協和新川線	中	600	100	100	200	200	100	1,400	C		
			100									
14	根志越长都線	中	100	100	100	100			400	C		
15	東3線道路	中	300	200	400	500	200	100	5,154	C		
			200	300	169	841	281	1,663				
16	東6線道路	中	100	100					200	C		
17	南18号道路	中	555						555	C		
18	東8線道路	中	500	300	200	100			1,100	D		
合計									19,171			

「路線総合評価」は、整備の優先度が高い路線から A・B・C・D と評価しています。

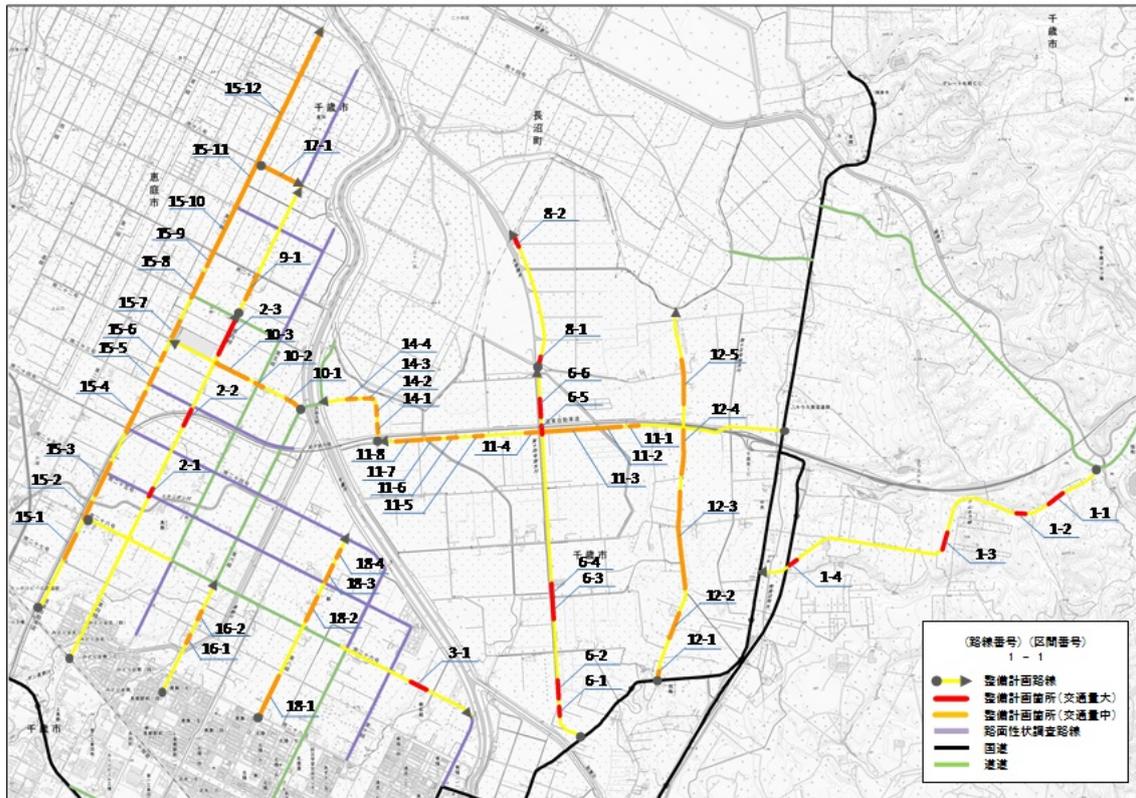
整備計画箇所
【 路線図 】



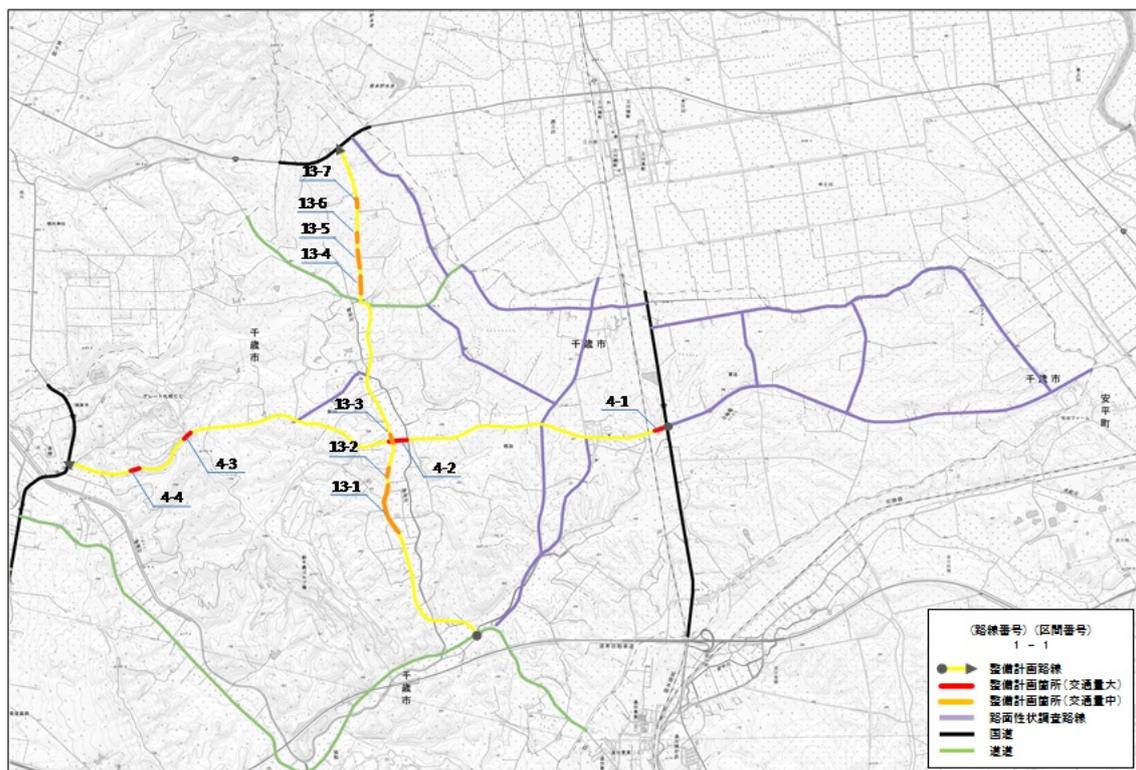
【 路線図 】



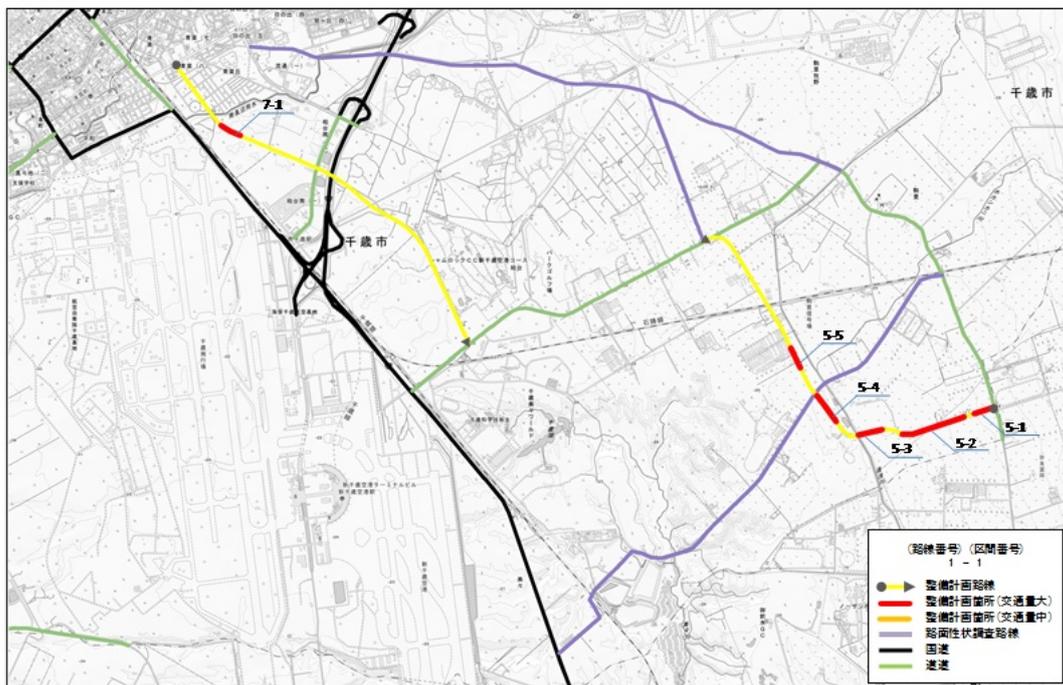
【 路線図 】



【 路線図 】



【路線図】



整備年次計画

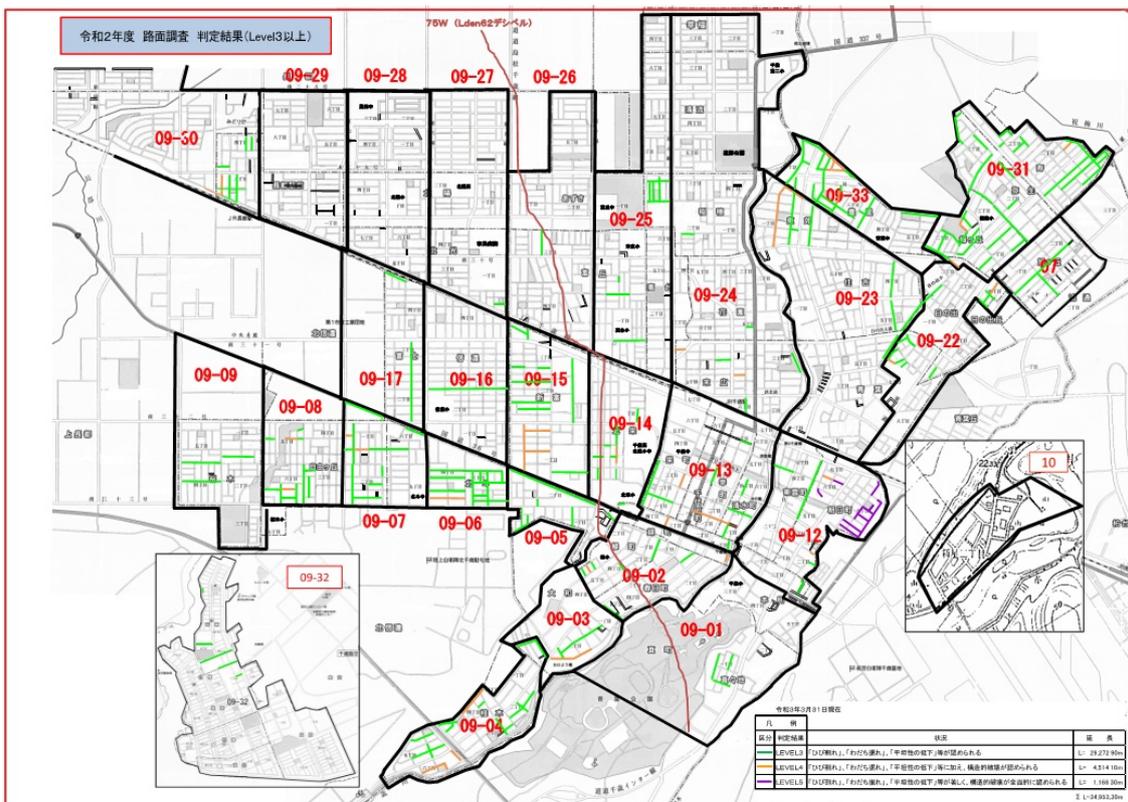
幹線・補助幹線道路の整備は、路面調査の結果、健全性「修繕を必要とする」と判定した道路のうち、基本的に交通量が多い路線から優先的に整備を進めて行くこととし、計画期間である10年間のうち、前半の5年以内、交通量が多い「大」の路線の整備を完了するとともに、交通量が比較的多い「中」の道路についても整備を進めます。交通量が「大」及び「中」となる路線の中でも整備を優先的に進める路線については「路面総合評価」の結果から、優先度が高いと評価した路線から整備の検討を進めます。

なお、令和7年度(2025年度)以降に整備を予定している路線については、令和6年度(2024年度)までの点検結果を基に計画を見直し、新たに整備が必要となる路線と合わせ、整備路線の検討を行います。

		計画期間										
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
舗装 修繕	延長 (km)	3.4	3.3	3.6	3.8	3.4	2.1	1.6	1.5	1.9	1.7	
	整備 期間	大					中					
	費用 (百万円)	312	313	321	334	314	208	158	158	184	164	
計画見直し						計画見直し					計画見直し	

交通量(日)：都市部「大」4000台以上、「中」500台以上4000台未満、「小」500台未満
 地方部「大」1500台以上、「中」500台以上1500台未満、「小」500台未満

《生活道路》
整備計画路線



整備年次計画

生活道路の整備は、路面調査の結果、劣化度がレベル3以上となる路線のうち、交通量などの要件より優先順位を上位とした路線から修繕や改良工事を行うことを基本として整備を進めます。

整備対象路線が複数箇所生じる場合は、対象地域の特性や周辺環境などを考慮し整備路線を選定します。

なお、令和7年度(2025年度)以降に整備を予定している路線については、令和6年度(2024年度)までの点検結果を基に計画を見直し、新たに整備が必要となる路線と合わせ、整備路線の検討を行います。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
舗装 修繕	延長 (km)	1.6	1.9	1.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	費用 (百万円)	292	329	329	700	700	700	700	700	700	700	700	700
計画見直し				計画 見直し				計画 見直し					計画 見直し

令和2年度(2020年度)の調査結果より想定

H30、R1、R2については実績を記載

計画見直し時以外においても、点検結果により早期に整備が必要となる路線があれば、適時整備の検討を行う。

(2) 道路附属施設の整備計画

道路附属施設（標識、街路灯、横断歩道橋）

(整備方針)

街路灯の整備は、早期に措置を講ずべき状態である「判定」（392基）としたものから優先的に修繕や更新を行います。
更新する街路灯の照明器具は、維持管理費の削減、環境負荷の低減のためLED照明器具にします。

整備年次計画

街路灯の更新は、支柱と灯具の腐食や損傷の状態などにより、支柱本体が腐食・損傷しているため、全体的に更新するもの、支柱本体は健全だが、灯具の腐食・損傷により部分的に更新するもの、耐用年数を超過しているLEDではない街路灯4,234灯をLED化するもの、に区分し、さらに現地において各街路灯を確認し、腐食や損傷の著しいものや設置年数の古いもの、球切れしたものから実施します。
また、判定の街路灯392基については、更新するまでの間、道路パトロールにおいて腐食や損傷の進行状況を経過観察します。

計画期間

			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
更新 工事	基数	国交省 交付金等	23	30	30	30	30	30	30	30	30	20	
		その他	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	
	費用 (百万円)	国交省 交付金等	35	40	40	40	40	40	40	40	40	40	26
		その他	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	13
計画見直し			定期点検（毎年実施）結果を基に、適宜計画見直しを行う										

令和3年度末時点で「判定」の街路灯は、H29からR3に実施した点検結果の総数578基のうち、R3までに更新した186基を除く392基

			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
LED 化	灯数	ハイウェイ 灯等	296	296	296	296	296	296	296	296	296	295	
		デザイン 灯	127	127	127	127	127	128	128	128	128	128	
	費用 (百万円)	灯具交換	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.2	59.0
		球交換	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3
計画見直し			LED化の進捗状況を基に、適宜計画見直しを行う										

道路土工構造物

(整備方針)

経過観察が必要な施設については、継続して調査点検を行います。

経過観察が必要な施設については、道路維持管理業務の中で継続して調査点検を実施し、状況に応じて必要な対応を実施します。

点検の結果、措置を講じる必要があると判定した場合は、補修や修繕などの対策を行います。

1:「腐食が著しい」とは「貫通した孔食が生じている」「板厚が減少している」「著しいひび割れ」などにより、倒壊や損壊する可能性が生じているもの。

整備計画箇所

No.	街路灯番号	設置場所
1	00233	上長都
2	00471	上長都
3	00472	上長都
4	00491	北信濃
5	00583	北光5丁目4
6	00584	北光5丁目3
7	00679	信濃2丁目15
8	00684	信濃3丁目13
9	00774	長都駅前1丁目1
10	00811	長都駅前1丁目16
11	00816	長都駅前1丁目16
12	00861	清波5丁目16
13	00926	富江2丁目1
14	00928	富江2丁目1
15	00944	北隼4丁目11
16	00945	北隼4丁目11
17	00946	北隼4丁目6
18	01047	高台3丁目2
19	01048	高台4丁目1
20	01049	高台3丁目2
21	01122	花園3丁目2
22	01133	花園4丁目1
23	01145	花園2丁目2
24	01185	北斗1丁目11
25	01285	東雲町3丁目
26	01331	清水町2丁目
27	01361	本町2丁目
28	01373	東雲町5丁目
29	01414	協和
30	01512	清水町6丁目
31	01527	嶋加
32	01584	幸町1丁目
33	01706	美々
34	01769	美々
35	01772	美々
36	01894	末広6丁目4
37	01909	美々
38	01943	柏台南1丁目4
39	01973	柏台
40	01975	柏台南1丁目3
41	02023	北茶2丁目30
42	02025	北茶2丁目31
43	02134	茶町4丁目
44	02243	泉沢
45	02358	泉沢
46	02480	若草5丁目3
47	02483	若草5丁目4
48	02719	泉沢
49	02720	泉沢
50	02733	泉沢
51	02817	若草5丁目5
52	02819	若草5丁目4
53	02826	若草3丁目13
54	02827	若草3丁目13
55	02840	泉沢
56	02863	福住1丁目8
57	02864	福住1丁目8
58	02865	福住1丁目8
59	02928	日の出2丁目1
60	03075	釜加

No.	街路灯番号	設置場所
61	03154	根志越
62	03197	桂木4丁目
63	03412	富江4丁目12
64	03414	富江4丁目13
65	03425	富江1丁目20
66	03427	富江1丁目33
67	03439	富江1丁目22
68	03442	富江1丁目22
69	03446	弥生2丁目1
70	03520	東郊2丁目5
71	03720	梅ヶ丘1丁目7
72	03825	上長都
73	04172	真々地2丁目3
74	04173	真々地2丁目3
75	04304	柏陽1丁目1
76	00010	上長都
77	00011	桜木4丁目15
78	00016	桜木4丁目7
79	00020	桜木2丁目11
80	00026	上長都
81	00042	上長都
82	00047	上長都
83	00052	上長都
84	00061	上長都
85	00062	上長都
86	00063	上長都
87	00085	桜木2丁目11
88	00090	桜木1丁目4
89	00102	自由ヶ丘3丁目20
90	00103	自由ヶ丘3丁目10
91	00108	自由ヶ丘2丁目19
92	00116	自由ヶ丘2丁目3
93	00138	北斗4丁目7
94	00141	北信濃
95	00146	北斗3丁目16
96	00213	上長都
97	00242	北信濃
98	00244	北信濃
99	00249	北信濃
100	00267	桜木1丁目12
101	00286	北信濃
102	00288	北信濃
103	00290	北信濃783-1
104	00291	北信濃
105	00299	上長都
106	00311	上長都
107	00313	上長都
108	00372	上長都
109	00380	自由ヶ丘4丁目1
110	00382	自由ヶ丘3丁目1
111	00393	北斗6丁目6
112	00395	北斗6丁目1
113	00396	信濃1丁目14
114	00410	富士2丁目1
115	00413	富士2丁目10
116	00465	長都駅前3丁目1
117	00484	自由ヶ丘5丁目7
118	00812	長都駅前1丁目16
119	00814	長都駅前1丁目16
120	00815	長都駅前1丁目16

No.	街路灯番号	設置場所
121	00965	長都駅前1丁目6
122	00966	長都駅前1丁目6
123	00992	長都駅前2丁目1
124	00996	長都駅前2丁目
125	01012	青葉1丁目8
126	01014	青葉1丁目8
127	01015	青葉1丁目9
128	01017	青葉4丁目4
129	01018	青葉3丁目2
130	01027	青葉5丁目1
131	01030	青葉5丁目2
132	01036	住吉1丁目2
133	01039	住吉1丁目1
134	01066	栄町7丁目
135	01154	住吉1丁目3
136	01155	住吉1丁目3
137	01156	住吉1丁目4
138	01193	北斗2丁目1
139	01212	北斗2丁目6
140	01217	北斗2丁目7
141	01219	北斗2丁目8
142	01221	北斗2丁目10
143	01265	北茶1丁目28
144	01292	東雲町2丁目
145	01318	東雲町1丁目
146	01319	東雲町1丁目
147	01434	東雲町5丁目
148	01435	東雲町5丁目
149	01436	東雲町4丁目
150	01439	東雲町4丁目
151	01441	東雲町4丁目
152	01442	朝日町7丁目
153	01443	東雲町4丁目
154	01447	清水町6丁目
155	01459	清水町3丁目
156	01466	清水町3丁目
157	01491	清水町5丁目
158	01514	清水町6丁目
159	01516	幸町6丁目
160	01517	幸町5丁目
161	01579	幸町3丁目
162	01580	幸町2丁目
163	01607	幸町3丁目
164	01612	幸町2丁目
165	01615	幸町2丁目
166	02020	北茶2丁目29
167	02033	新富2丁目1
168	02036	新富2丁目1
169	02061	東郊1丁目3
170	02067	泉沢
171	02069	泉沢
172	02073	泉沢
173	02085	泉沢
174	02111	泉沢
175	02112	泉沢
176	02113	泉沢
177	02145	柏陽4丁目11
178	02152	泉沢
179	02204	柏陽2丁目9
180	02205	柏陽2丁目9

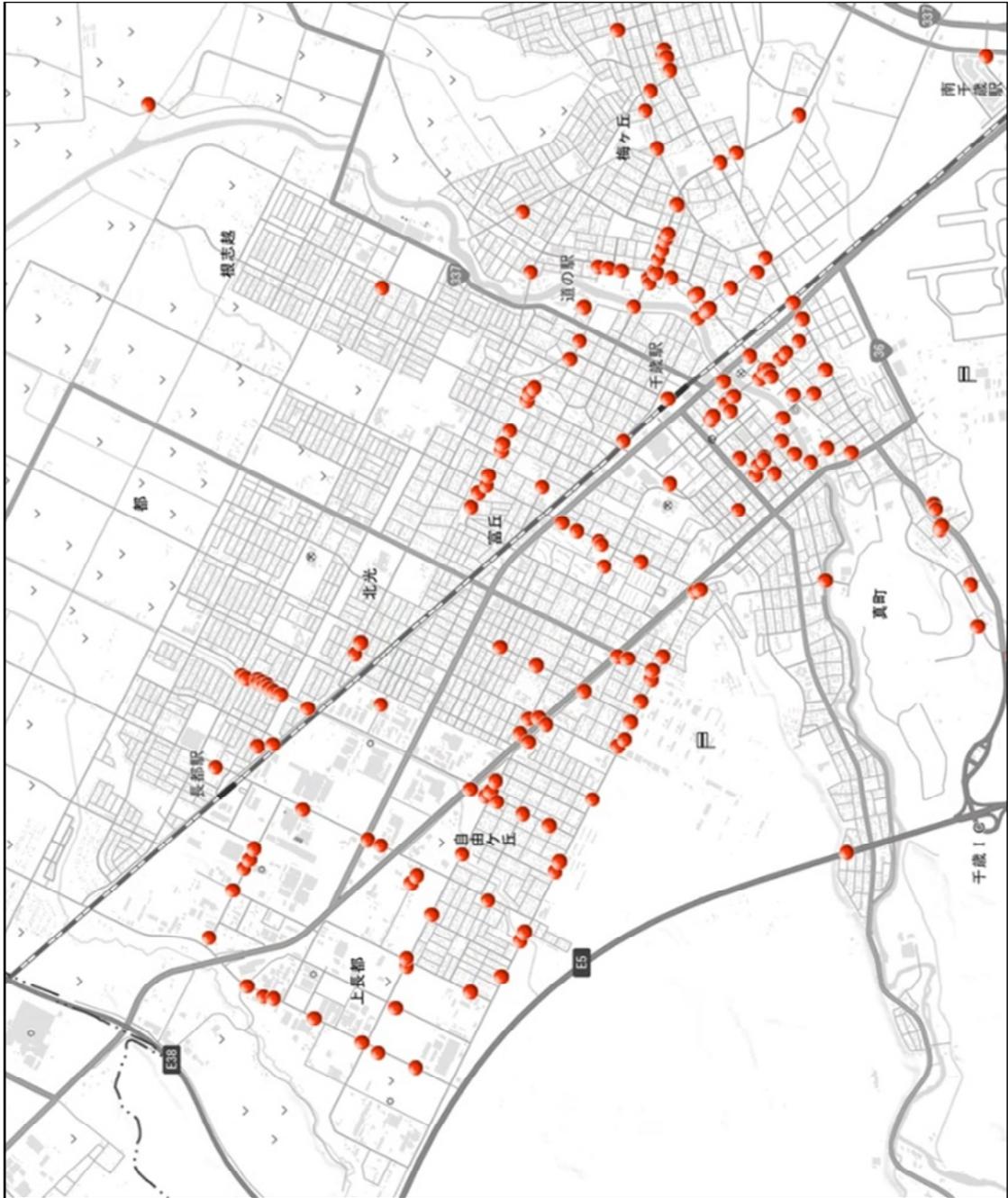
千歳市道路施設維持修繕計画

No.	街路灯番号	設置場所
181	02206	柏陽2丁目2
182	02207	柏陽2丁目9
183	02208	柏陽2丁目9
184	02219	里美4丁目4
185	02230	里美2丁目3
186	02231	里美2丁目3
187	02232	里美2丁目3
188	02233	里美2丁目3
189	02234	里美2丁目9
190	02253	柏陽1丁目1
191	02269	泉沢
192	02271	泉沢
193	02275	泉沢
194	02276	泉沢
195	02277	泉沢
196	02278	泉沢
197	02279	泉沢
198	02280	泉沢
199	02284	泉沢
200	02287	泉沢
201	02288	泉沢
202	02290	泉沢
203	02295	文京2丁目
204	02296	文京2丁目
205	02297	文京4丁目13
206	02301	泉沢
207	02344	泉沢
208	02349	泉沢
209	02350	泉沢
210	02351	泉沢
211	02355	泉沢
212	02356	泉沢
213	02357	泉沢
214	02360	泉沢
215	02361	泉沢
216	02362	泉沢
217	02363	泉沢
218	02364	泉沢
219	02366	泉沢
220	02367	泉沢
221	02368	泉沢
222	02369	泉沢
223	02370	泉沢
224	02371	泉沢
225	02383	泉沢
226	02384	泉沢
227	02402	泉沢
228	02424	泉沢
229	02432	泉沢
230	02444	泉沢
231	02446	泉沢
232	02474	泉沢
233	02475	泉沢
234	02476	泉沢
235	02477	若草5丁目1
236	02482	若草5丁目4
237	02484	若草5丁目4
238	02486	白樺6丁目2
239	02492	若草5丁目4
240	02493	若草5丁目5
241	02502	白樺5丁目16
242	02503	泉沢
243	02543	泉沢
244	02551	里美1丁目
245	02553	文京1丁目
246	02554	文京1丁目
247	02561	泉沢
248	02564	泉沢
249	02565	泉沢
250	02566	泉沢
251	02572	泉沢

No.	街路灯番号	設置場所
252	02573	泉沢
253	02578	泉沢
254	02579	泉沢
255	02580	泉沢
256	02581	泉沢
257	02582	泉沢
258	02583	泉沢
259	02585	泉沢
260	02587	泉沢
261	02589	泉沢
262	02591	泉沢
263	02593	泉沢
264	02597	泉沢
265	02599	泉沢
266	02601	泉沢
267	02606	泉沢
268	02611	泉沢
269	02614	泉沢
270	02615	泉沢
271	02616	泉沢
272	02617	泉沢
273	02618	泉沢
274	02619	泉沢
275	02620	泉沢
276	02621	泉沢
277	02622	泉沢
278	02623	泉沢
279	02624	泉沢
280	02625	泉沢
281	02629	泉沢
282	02630	泉沢
283	02631	泉沢
284	02632	泉沢
285	02633	泉沢
286	02637	泉沢
287	02638	泉沢
288	02654	泉沢
289	02656	泉沢
290	02657	泉沢
291	02658	泉沢
292	02659	泉沢
293	02661	泉沢
294	02662	泉沢
295	02663	泉沢
296	02664	泉沢
297	02666	泉沢
298	02667	泉沢
299	02669	泉沢
300	02671	泉沢
301	02675	泉沢
302	02676	泉沢
303	02677	泉沢
304	02678	泉沢
305	02681	泉沢
306	02682	泉沢
307	02683	泉沢
308	02684	泉沢
309	02686	泉沢
310	02687	泉沢
311	02688	泉沢
312	02689	泉沢
313	02691	泉沢
314	02692	泉沢
315	02708	泉沢
316	02709	泉沢
317	02710	泉沢
318	02711	泉沢
319	02712	泉沢
320	02713	泉沢
321	02714	泉沢
322	02715	泉沢

No.	街路灯番号	設置場所
323	02716	泉沢
324	02717	泉沢
325	02718	泉沢
326	02724	泉沢
327	02729	泉沢
328	02732	泉沢
329	02754	若草3丁目2
330	02756	若草3丁目2
331	02810	若草4丁目7
332	02824	若草5丁目1
333	02838	泉沢
334	02839	泉沢
335	02841	泉沢
336	02845	泉沢
337	02847	泉沢
338	02848	泉沢
339	02850	泉沢
340	02852	泉沢
341	02853	泉沢
342	02855	泉沢
343	02857	泉沢
344	02859	泉沢
345	02861	文京3丁目18
346	02862	文京3丁目18
347	02963	青葉5丁目14
348	02966	青葉5丁目7
349	02967	青葉5丁目7
350	02968	青葉5丁目6
351	02969	青葉5丁目3
352	03013	里美2丁目2
353	03017	里美2丁目9
354	03021	白樺2丁目4
355	03022	白樺2丁目2
356	03185	朝日町7丁目
357	03188	朝日町8丁目
358	03190	朝日町5丁目
359	03193	朝日町8丁目
360	03209	春日町2丁目7
361	03327	青葉3丁目14
362	03338	日の出5丁目8
363	03340	日の出5丁目6
364	03373	青葉丘
365	03564	日の出3丁目6
366	03573	日の出2丁目6
367	03717	北斗3丁目9
368	03739	旭ヶ丘1丁目3
369	03740	旭ヶ丘1丁目2
370	03742	旭ヶ丘1丁目1
371	03785	真々地4丁目9
372	03788	泉沢
373	03809	青葉2丁目16
374	03812	青葉3丁目6
375	04098	里美3丁目12
376	04119	若草5丁目5
377	04120	若草5丁目5
378	04121	若草5丁目5
379	04122	柏陽1丁目3
380	04123	柏陽1丁目3
381	04167	白樺6丁目4
382	04175	栄町1丁目
383	04189	青葉4丁目12
384	04190	青葉5丁目2
385	04205	若草4丁目13
386	04234	上長都
387	04307	真々地1丁目8
388	04308	真々地1丁目8
389	04338	北斗4丁目6
390	04356	泉沢
391	04357	泉沢
392	05072	泉沢

市街地地区



泉沢向陽台地区・蘭越地区



駒里地区



5 記 録

国が策定した点検要領に基づき、道路施設の点検や診断の結果、及び補修・修繕・更新などの措置の状況を、各施設の台帳に記録（追記・差替えなど）します。

6 今後の取組

今年度実施した舗装の路面性状調査の結果においては、前回調査の結果に比べ修繕段階とする道路が増加していること、道路附属施設の点検においても、早期に措置を講ずべき状態である街路灯が多く存在している状況でありました。

それらの施設については、計画的に整備を進めていきますが、今後も、整備を必要とする道路施設の増加とともに、維持管理に必要となる費用も増加することを想定しています。

道路施設の維持管理に必要となるライフサイクルコストを縮減し、長寿命化を確立するには、各施設の整備を推進し「予防保全型」の維持管理体制となるよう取り組む必要があり、そのためには、経済的かつ効果的な工法の選定や、新技術の採用などについて検討を進める必要があります。

これらのことを推進するための具体的な対策として、次の事項に取り組みます。

整備を必要とする道路施設への対応

- ・点検の結果、整備を必要とする道路施設については、計画的な整備を進めます。
- ・舗装構成の総厚が80cm未満で、現在の基準に適合していない舗装構成の道路の計画的な整備を進めます。

「メンテナンスサイクル」の構築に向けた取組

- ・経済的かつ効果的に道路施設の点検を実施する、新技術の活用について検討を進めます。
- ・道路の適切な維持管理に必要となる交通量調査を、定期的実施します。
- ・路面の陥没を未然に防止するため、路面下空洞化調査の実施を検討します。

「予防保全型」の構築に向けた取組

- ・舗装の初期段階のひび割れ対策など、路面状況の健全な状態を維持するための検討を進めます。
- ・整備工事を推進するため、現在、実施している路上路盤再生工法はもとより、経済的かつ効果的な施工方法の採用について検討を進めます。